

て、問題は半解決の道を得たのである。

(一) 御制禁書籍譯書、長崎市役所藏瓊浦通上、長崎志六、

長崎市役所藏長崎略史稿本第六、

(二) 御制禁書籍譯書、好書故事、卷七四、

(三) 五月兩抄上、

(四) 好書故事卷七四、

(五) 御制禁書籍譯書、通航一覽卷一九三及一九九、五月兩抄上、

清朝の諸叛亂と支那叛亂の性質

文學博士 矢野仁一

康熙、雍正、乾隆の三代百數十年の平和時代の後、嘉慶時代に白蓮教、天理教の大亂が起り、威豊、同治時代に所謂髮匪、捻匪の大亂が起つた。

其の中間の道光時代三十年は内亂としてはそれ程の大亂はなかつたが、一時的に地方の小亂は度々あり、種々の名目の匪徒が會を結び所在嘯聚脅誘し、旗幟名號を樹立し、焚搶劫掠を爲し、又邪教を傳習し、悖逆の經卷、圖像、符呪、揭帖、歌謠等を編造散布し、師徒相拜授し、人心を蠱惑し、

影黨を糾結し、邪術を學び、刀槍等を搜括隱藏し、僞號を創立し、黨與を分布し、官を戕し亂を爲さんことを謀り、敗露した様な事件は、各地に頻繁に起つて居る。それに湖南、廣東、廣西の猺人の叛亂、四川邊境の夷匪の叛亂なども絶えず起り、又回疆に於ては張格爾、王素普、七和卓木の侵入に依つて起つた騷動、廣東、福建、浙江、江蘇等の海疆に於ては英吉利の侵寇に依つて起つた鴉片戰爭があり、なか／＼騒々しき時代で、到底平和時

代と云ふことは出來ず、それにも拘はらず、大亂がなかつたのは、只だ次ぎの大亂の準備の爲めであつたとしても考へなければならぬ様な時代であつた。小さな叛亂は次ぎから次ぎと起り、一地方で平定すれば、一地方で起ると云ふ有様で、若し一の旗幟の下に之を號召するものがあれば、何時でも大亂となり得べき形勢は實に道光時代の形勢であつた。さう云ふ譯であるから、嘉慶から道光を経て、咸豐、同治に至る四代六十年程の時代は内亂時代と言つてもよい譯である。

康熙、雍正、乾隆の三代百數十年の平和時代の直ぐ後にどうしてかう云ふ内亂時代は起つたか。支那の歴代に於て盛世に叛亂がなく、衰世に叛亂がある様に考へられ、清朝に於ても乾隆時代までは盛世であつたから叛亂がなく、嘉慶以後になつて衰世になつたから叛亂がある様になつたと考へることは普通になつて居る。洪容吉の嘉慶三年の

征邪教疏に、伊古以來、焚香聚徒、斂米入教、如漢之張魯、張角、晉之孫恩、盧循、六朝及唐川蜀之米賊、宋之儂知高、明之劉六、劉七、趙風子徐鴻儒、唐養兒等類、皆起于中葉以後、政治略弛之時と述べてある。邪教に關係のない隋末の群盜唐末の黃巢、明末の閩賊李自成の叛亂でも、朝家の滅亡を來した様な叛亂は末葉に起つて居る。然し焚香聚徒の邪教は政治の弛廢した中葉以後でなければ起らず、群盜土匪の叛亂は朝家の末造でなければ起らぬかと云ふにさうではない。東漢末の黃巾、隋末の群盜、唐末の黃巢、明末の李自成などの叛亂が起つて、それぞれの朝家は滅亡したが其の朝家の末造であるから起つた譯でなく、それが起つて其の朝家は滅亡したから、それぞれの朝家の末造となつたのである。支那は數十年來徳治主義の政治であつたから、法治主義の政治の國と違ひ、必ず政治の及ばぬ範圍があるのであつて、

其の範圍は相當に廣いのであるから、土匪群盜の様な政治に反抗的の不逞分子は所在に潜蹤逃匿し或は横行跳梁することが出来るのである。これは朝廷の威力が盛んで、紀綱の振肅し、仁政の比較的よく行はるゝ様な時代にも免れない。只かう云ふ時代には、彼等は幾分屏息して居るか、或は叛亂を起さぬ前に發覺して處分せらるゝか、或は叛亂を起しても、一時一地方だけの小叛亂に止まり大局の糜爛となる様な大叛亂に至らずして鎮定せらるゝかに過ぎない。さう云ふ譯だからかう云ふ時代にも彼等の活躍する餘地は十分にある。或はかう云ふ時代であれば叛亂を起さぬ限り彼等の活躍に却つて都合が好い様にも思はれる。彼等から見ればかう云ふ平和の時代は即ち次ぎに来るべき叛亂時代の準備時代と言へるかも知れぬ。かう云ふ時代にも支那に於ては白蓮教の様な國法違反の邪教などが容易に蔓延流傳することの出来るのもこ

れが爲めである。嘉慶帝の時或る御史が各省の游民を嚴査せんことを請ひし時、嘉慶帝は各直省は地方遼濶で、無籍の游民は億計し難い、どうして徧ねく調査することが出来やうか、事の分からなにも程があると叱責の上諭を下した。嘉慶二十年 聖訓、聖治 政治の及ばぬ範圍にはかう云ふ無数の游民もある譯である。嘉慶帝は又此の上諭に於て天理教徒林清の叛亂に言及し、此の叛亂の如き、首夥各犯は土着の人民で外來の游民でない、游民を嚴査しても邪教の叛亂を防ぐことは出来ないと言へて居る。支那に於ては土匪群盜や游民ばかりでなく、土着の人民も随分政治の及ばぬ範圍にある様に考へなければならぬ場合がある。

乾隆二十三年に安徽潁州、宿松等の流丐百餘人が相擁して湖北黃州府に竄入し、本籍の災歎の爲め、己むを得ず出外食を乞ふと稱して、刀斧を携帶し、沿途搶奪格闘を行ひ、捕を拒き人を傷けた

様な事件のあつた時、乾隆帝は各省の偏災あるに遇ふ毎に、朕は帑金を惜まずして賑恤し一夫も所を失はんことを恐れ、二十三年間一日の如く怠らなかつた、穎州は去年の偏災の罹災地であるが、已に加恩賑恤を爲したることなれば、地方官の散賑宜しきを得る以上は百姓の逃荒を致す筈はなく又良民であれば自然貧を守り分に安んじ、輕々しく郷土を離れて食に他處に就く譯はなく、況して器械を私携し、多人を糾約して、沿途搶竊拒捕格闘を爲す筈はない、これは決して饑餓の爲め食を乞ひ、已むを得ず流離轉徙するものでないことは明かであると言ふ上諭を發して居る。乾隆三十九年山東白蓮教徒王倫の叛亂の時、彼等は年歳の歉收に加へて、地方官が妄りに額外の加徴を行ひし爲め、饑寒に迫られ、激變を致したのであると言つたのであるが、調査して見ると、それは事實でなく、此の年は決して凶歉などと言ふべき年では

なく、各處共に貯藏もあり、人民も救災を訴へしことなく、官吏に横徴加派の事實がなかつたことが分かつた。乾隆四十六年の回教徒蘇四十三の叛亂の時、乾隆帝は蘭州の百姓が一人も賊に従つて叛亂に加はつたものがないのは、實に朕が平日邊民に恩惠を加へて已まなかつた爲め、閭閻の天良を激發した結果で、仁政の明効大驗であると言つて居るが、それは回教徒に對する支那人民の憎惡から之に加擔しなかつたまで、仁政の効驗とは考へられない。それだから乾隆四十九年の回教徒田五の叛亂の時には、乾隆帝は田五等が多數の黨羽を糾合し、期を定めて事を起すと遠近の回人は之に附和隨從して起ると云ふことはどう云ふ譯であるか、即位以來數十年朕は民苦の疾苦に對して軫念せざるなく、甘肅に對しては殊に意を加へて撫恤を務めたのである、甘肅は連年水旱災歉のことなく、貧民が所を失つたと云ふこともない。匪

徒の煽誘する機會もない筈である、地方官の勒索
 青派の爲めに百姓が苦累を受け、賊徒が之に乗じ

て亂を唱へ事を起すに至つたのであるか、それと
 も總督などの邪激查辦が密ならざりし爲め、逆回
 は支那人民の回民勦洗を宣傳し、回民を煽誘する
 機會を得たものか、起事の理由はごうも分からな
 い、捕獲の賊首に就き一々研鞫し、又現地に於て
 精密に調査しなければならぬと云ふ上諭、又朝廷
 の人民を恩養すること至らざるなく、回民も百數
 十年來仁政に感休した筈である、地方の災歎に賑
 恤を加へないと云ふ事實もなく、又貪官汚吏が苛
 徭酷派して百姓を擾累することを縱容して事端を
 激發せしめたと云ふこともない、それにも拘はら
 ず逆回等が光天化日の下其の逆謀を肆まゝにし、
 四出勾結糾集して、蔓延猖獗を致せるは、總督な
 どの辦理不善もあらうが、彼等の徳も感ずる能は
 ず、威も制する能はざる天性稔惡不逞の亂民であ

るからであると云ふ意味の上諭を發して居るので
 ある。

さう云ふ譯で、支那に於ては仁政が行はれて、
 地方官に青派勒索のことがないからと言つて、必
 ず叛亂が起らないと云ふ譯ではない。盛世だから
 叛亂がなく、衰世だから叛亂があると云ふ譯では
 ない。何時でも又何處でも機會があり隙があれば
 掻起萌生せんとして居るのである。

宋の儂知高の叛亂は仁宗時代で、中葉以後の叛
 亂と言ふべきかは疑問であるが、姑らくそれを其
 の二年前の直隸貝州清河縣の卒王則の叛亂と同様に
 中葉以後としても、蜀の王小波、李順等の叛亂は
 初期の太宗時代に起つた。一時數十萬の衆を擁し
 數多の州縣を陥れ、成都までも占領したのである
 明の宣宗時代の江西賊徒の亂、英宗時代の福建、
 江西、浙江の鄧茂七、葉宗留、陳鑑湖等の亂、憲
 宗時代の荆襄賊徒の亂など、皆中葉以前の叛亂で

ある。

唐の高宗時代の安徽浙江に於ける女子陳碩眞の亂、貴州謝無靈の亂、陝西白鐵余の亂も初期の叛亂と言はなければならぬ。

清朝に於ても最も隆盛の時代と稱せらるゝ康熙乾隆の時代にも随分種々の叛亂は起つて居る。叛亂を起すに至らずして發覺した盜匪會匪の謀逆事件に至つては殆んど擧ぐるに遑がない程澤山ある。

康熙十年から十八年に至る八年間、雲南、貴州、湖南、四川、福建、廣東、廣西、江西、陝西、甘肅十省に亙つた大叛亂であつた吳三桂等三藩の叛亂は別としても、康熙二十七年には武昌の兵變があつた。これは奸民夏逢龍、妖僧大元等が三藩の叛亂平定後、漸次裁撤された湖廣總督麾下の標兵等の不平を利用して、武昌城中に旗上げし、夏逢龍自から總統兵馬大元帥と稱し、文武官を任命し白旗剪髮を以て標識となし、武昌に據つて四方を

攻掠し、武昌、漢陽、德安、黃州等湖北各府州の諸州縣は或は攻陥せられ、或は之に應じて叛起し僅か二箇月程で平定されたが、一時脅從者數萬と稱した大叛亂であつた。康熙四十四五年から四十七年まで二三年間浙江大嵐山を根據として、隊を結び、近傍を橫行劫掠した張念一の盜案は、實は朱三太子と稱した明の宗室王士元父子を戴いた革命的叛亂であつた。一時江蘇浙江に於て之に従ふものが非常の多數に上つた。康熙四十九年福建の盜首陳五顯等が永春州永春、德化二縣の交界地方に於て數千人の人民を脅從して、搶掠を縱まゝにし、官兵に拒抗し、福建提督藍理がそれにも拘はらず賊巢に近き村民は耕織を廢せず、生業に安んじて居ると上奏して、康熙帝から三四十人程の強盜にも畏懼逃避する百姓が數千人の盜賊に槍奪されて仍ほ耕織を廢せざる筈はない、自分の罪を掩ふ爲めよい加減の欺言を言ふものでないと叱責さ

れ革職されしことは東華錄に見えて居る。これは盜案で叛亂と言はれない様であるが、支那に於ては盜案と叛亂と格別の違ひはない。盜案が大きくなり、抗官拒捕となり、勾結脅煽となり叛亂となることは珍らしくない。其の外康熙四十五年頃雲南廣通縣の生員、臨安縣の生員等が明の桂王の子孫と稱したる師宗州の生員の子魏枝葉を戴き、文興の年號を立て、廣南、開化を取り、蒙自より、進んで雲南省城を襲取せんと企てしこと、康熙五十六七年河南蘭陽縣の奸民李雪臣父子が或る生員の家に於て白蓮教を名とし、徒を聚め衆を惑はし又奸民郭英が明の後裔朱復業を撫養して子となし李雪臣と勾結して、衆を聚め不軌を圖りしことがある。康熙時代には猶ほ康熙四十年四十一年の廣東、廣西、湖南の接壤地廣東連州の猺人の叛亂、四十二年湖南鎮寧の紅苗の叛亂、六十年の臺灣朱一貴の叛亂があつた。乾隆三十九年山東に起つた

白蓮教徒王倫、王聖汝等の亂は一月餘で平定したが、壽張縣城を占領し、堂邑、陽穀二縣城を陥れ臨清州城を攻撃し、元帥、總兵等の官職を設け、一時官軍を手古摺らした程であつた。十月の上諭に現在審訊の犯一千三百七十二人とあり、附從者の如何に多かつたかは想像される。大學士舒赫德は京營八旗を率ゐて進討し、之を臨清舊城外に壓迫し、漸く之を平定した。王倫は城内に敗竄して焚死した。乾隆四十六年、四十九年に甘肅回教徒間の新舊教の争ひが原因となつて、蘇四十三、田五の叛亂が起つた。左宗棠の請禁絶回民新教摺に、乾隆四十六年逆回馬明心、蘇四十三西域より歸へり、天方不傳の祕を得たりと詐稱し、新教を創立し、愚回を煽惑し、不軌を謀つたことが述べてある。乾隆四十七年五月阿桂の上奏に、乾隆二十七年馬明心が撒拉爾サラルの地に入り、禍福を妄言し、愚民を煽惑し、地方官の訪明を経て、撒拉爾

を放逐され、原籍循化に回へされ、後又撒拉爾サラルに
潜來し經を傳へ衆を惑はした事、乾隆四十七年
三月蘇四十三は教師馬明心を安定に請來し、別
に新教を立てんとし、韓哈戶長と云ふものが従は
なかつたので、互ひに相仇殺し、舊教徒四十餘人
を殺し、陝甘總督が舊教徒の控告に依り、蘭州府
の知府、河州協の副將をして查辦せしめんとした
るに蘇四十三は新教徒を約會し、鳥槍器械を持し、
彼等を戕害したことが見えて居る。新舊教の差異
に就いては、左宗棠の摺に、新教の教規は大略老
（舊）教と同じく、惟だ老教は誦經に合掌向上し、
新教は兩掌を合せずして向上し、老教は端坐誦經
し、新教は夥誦し、啣唸し、頭搖し、肩聳し、老
教は送葬に脱鞋せず、新教は脱鞋すると見え、阿
桂の上奏に乾隆二十七年頃舊教の韓哈齊が新教の
賀麻六乎が撒拉爾サラル章哈寺の牆壁に於て門を畫き圖
となし、聖を顯はすと妖言し、搖頭念經し跳舞す

ると言つて按察使衛門に具呈したことが見えて居
る。阿桂は猶ほ同じ上奏中に撒拉爾に於て止だ新
教の一種は多く白褐を穿ち、鬚辮を短く翦つて居
る様に述べて居る。新教は初めより官に抗し叛亂
を爲すことを目的とするものは考へられぬが、
其の新舊の争ひに於て、必ず舊教を服従せんとし
仇殺を辭せざる様な激烈な熱狂的態度は、仇殺事
件を懲辦する責任があり、自然舊教を保護するに
傾ける官を敵視し、之と拒抗しなければ舊教を服
従して新教を流傳することが出來ぬ様に考へ、屢
々叛亂を惹起すに至つた様である。左宗棠の摺に
教規の異の如き細節は固より其の輕重に關係はな
いが、新教の必ず斷絶しなければならぬ所以は、
自から神靈に託して、禍福を妄言し、詭僻の行爲
を爲して愚回を誘惑し、役使に甘心せしめ、共に
大逆に陥つても知らず、顯戮を加へられても悔い
ない様に沈溺せしむるに至るからである、白蓮、

清香、無爲、圓頓等の諸邪教が亂階を醸して天下の禍をなすに足ると同様であるからであると言ひ回性は多疑善詐常人に異なるも、一たび新教に蠱惑せらるれば、醉の如く、癡の如く牢として破るべからざるに至ると言つてある。

蘇四十三の叛亂は乾隆四十六年三月から五月の閏月を経て七月初めまで七箇月程で鎮定したが一時は河州城を占領し、省城蘭州府の關廟を焚燒し、民間の糧食財物馬騾驢牛を一空搶掠し、河州鎮營舊貯の火藥を用ゐて死戰したので、官軍も非常の苦戰であつた。布政使王廷賚は捕虜となつて蘭州城にあつた馬明心を斬つて内變を靖んじ、西寧鎮總兵は河州を收復し、大學士阿桂は領侍衛內大臣海蘭察等と蘭州城外の山巢に踞守した蘇四十三等を攻破して之を斬り、華林等に占聚して死守抗拒した餘黨を殲擒して漸く平定することを得たのである。田五は矢張り馬明心の徒弟で、張文慶

李可魁等と乾隆四十九年五月初五日を期して、馬明心の復讐戦を起さんことを企てたのであるが、期に先だちて舉發するものあり、四月倉卒に固原所屬の小山で事を起し、西安土堡を攻破し、靖遠一帶の村莊を搶掠したのであるが、靖遠城内の回民も勾通内應せんとし、鹽茶、安定等に於ても同時に聚擾せんとするものあり、遠近の回民は附和隨從して益々として萌起せんとする様な形勢を示した。田五等は漢民は回民を勦洗せんとすと言つて煽誘したと云ふことである。同年六月の上諭に賊人於四十六年、即已修理石峰堡、上年五月又加葺治整固、且田五陰謀不軌、糾衆聚集禮拜寺、商同謀逆、一切旗幟號衣、帳房器械、種々整備、足見謀逆已三四年之久」と見えて居る。田五は幾なく戦死したが、餘衆は馬家堡に屯聚し、又馬家堡より奔竄して四出勾結し、隨處に屯聚し、通渭縣城を攻破し、又石峰堡に於て聚擾し、日に益々滋蔓し

て、地方を擾害した。同年十月の上諭に、逆回が小山に事を起してより勾結蔓延し、賊蹤過ぐる所千有餘里、大小村莊千二百餘處を搶掠し、大小口二千餘名を傷斃したと云ふことが述べてある。

聖訓、靖奸究

大學士阿桂、陝甘總督福康安は前後禁旅八旗を率ゐて先づ底店の賊を勦討し、又石峰堡の賊營を圍攻し、張文慶を始め賊首賊目を全數擒獲し殲擒した賊回は二千餘、拏獲の首從逆犯及び各賊の眷屬孩稚は三千餘に及んだと云ふことである。

乾隆時代に於て、乾隆五年直隸長垣東明二縣の大盜が湖廣、江南、河南、山東數省間に往來して、専ら官署の庫銀を劫掠した様な、乾隆十二年山西安邑縣の村民が七八百人の衆を聚め、縣城を圍み火を放ち牌坊を拆毀した様な、乾隆四十二年甘肅河州の人民が邪教念經を以て衆を聚め、教主を立て軍師を設け、白布を以て入教者の標識となし、旛を立て一村に占聚し、官に抗し捕を拒いだ様な

乾隆四十六年四川省の囑匪が黨を結び群を成し、梁山、墊江等の縣を搶劫し、湖北、貴州等の隣省に竄入し、復た四川に竄回し、無人の境に入る如く飄颺往來掠奪を縱まゝにした様な、乾隆五十一年直隸の八卦會教匪が夥を結び單縣に監禁中の會首を救出せんとし、大名府城内の大名元城二縣の縣道衙署に擁入し道臺を殺し、家人を斬殺し兵役の出城逃逸せるに乗じて城池を占領せんとした様な事件は随分多い。其の外臺灣人民黃教の乾隆三十三年三十四年の叛亂、臺灣人民林爽文の乾隆五十一年乃至五十三年の叛亂、湖南苗人の乾隆五年五十二年の叛亂もあつた。

然し私は奸宄を靖んずる爲めに發せられた乾隆帝の聖訓や東華錄の乾隆帝の上諭などを讀んで、清朝極盛の時代と稱せらるゝ此の時代に於て叛逆不軌を企て、事を擧ぐるに及ばずして敗露したる教匪、會匪、逆匪などの隱謀事件の如何に多いか

と云ふことを考へ、さうしてそれは十中八九まで白蓮教其の他の邪教に關係あることを考へ、乾隆時代に大に發すること能はざりしものが、其の爲めに却つて暗黙の間に浸淫し潜布する機會を得て嘉慶時代に至つて遂に大に發するに至つたのではないか、道光時代に大叛亂がなかつたのは、道光の末年から起つた咸豐、同治時代の髮匪の大亂の準備であつた如く、乾隆時代に大叛亂がなかつたのは、嘉慶時代の初年から起つた白蓮教の大叛亂の準備であつたのではないか、髮匪の大叛亂は道光時代の種々の名目の匪盜會徒の活躍脈動の結論と考ふべきが如く、嘉慶時代の白蓮教の叛亂は乾隆時代の白蓮教の潜布密行の結論と考ふべきではないかとの感を禁するを得ない。

直隸總督那彥成の嘉慶二十年の上奏に據ると、震卦教、坎卦教、離卦教、金丹八卦教、大乘教、清茶門教、好話教、義和門教、佛門教、紅陽教、

白陽教、一炷香、如意門教等の諸邪教は大概白蓮教の分支、改名或は別名の様である。那文毅公奏議卷四十二現に好話教は即ち離卦教の別名であり、大乘教は即ち離卦教の改名に外ならないと云ふことは、那彥成の教犯の供出に據つて奏報して居る所である元々白蓮教は國法違反の邪教のことであるから、私に教名を立て其の邪教たることを隱蔽せんとすることは有り得べきことで、其の他の邪教でも那彥成の上奏に見ゆる教名を用ゐないからと言つて白蓮教の關係がないとは、どうして定められやう。乾隆四年に江蘇常州府江陰縣の一縣で、雲南大理府蒼山の張保太を教首とせる西來教を奉ずるもの二百人からあつたことが發覺したのであるが、西來教は大乘教の別名であり、即ち離卦教の改名、白蓮教の分支であることは、乾隆十三年の上諭に上年雲南張保太案内の大乗教は數省に蔓延し、邪黨多きものは數百人に上つたと言つてあるので分

かる。乾隆十一年四川總督は鐵船教と大乘教とは同派でなく、又聲氣を通じたる事實がないと云ふ

有するもの。陝西の悄悄會乾隆五十年上諭の様なものも必ず白蓮教と關係がないとは言へぬ。

教犯の供述を奏報して居るが、貴州總督は大乘教は法船、瘟船、鐵船の三船に分かれて居ると云ふ教犯の供述を奏報して居るのである。乾隆三十九年山東巡撫は邪教に白蓮、白陽、清水等各種の名色があると云ふことを上奏中に述べて居る。嘉慶九年江西巡撫秦承恩の上奏に述べてある老母教、

乾隆十一年貴州總督張廣泗は白蓮教の徒衆を招引せることを上奏して居る。此の年の上諭に大乘教が雲南、貴州、四川數省に蔓延し、雲貴省に於て捕獲された教匪が四川人を供出して、四川では却つて究出されず、四川省に於て供出された雲貴人は却つて雲南では究出されないと云ふ事實が指摘されてある。四川總督の上奏に四川邪教の奸民が廣く聲氣を通じ、各省の匪類に勾結し、肆行忌む所なきを訴へて居る。かう云ふ邪教は大乘教即ち白蓮教に關係がないと云ふのであらうか。同年の上諭に三省邪教の案は既に完結したと述べてあるが、これは犯案として完結したと云ふ意味で

もない。彌勒佛の轉世を捏稱したことが見えて居る。嘉慶帝聖訓端好究さう云ふ譯であるから浙江、福建、江西、

那教は終熄したと云ふ意味ではない。私は乾隆十九年、二十年の四川省の邪教案も大乘教に關係があるのではないかと考へる。

江南、直隸、山東等に流傳した羅教、浙江に起り福建に流傳した老官齋、山西の收元教乾隆十三年諸上諭江南、

九年、二十年の四川省の邪教案も大乘教に關係があるのではないかと考へる。

河南、山東連界地方の順刀會乾隆二十年、二十二年諸上諭福建の

あるが、これは犯案として完結したと云ふ意味で

天地會乾隆五十二年の上諭に福建の匪徒が天地會を倡立してか

九年、二十年の四川省の邪教案も大乘教に關係があるのではないかと考へる。

福建會匪が乾隆三十二年以來天地會に入會したと供述したと云ふ地方官の奏議を引用してある。天地會も恐らくもつと古い起源を

乾隆三十三年江蘇蘇州城外に大乘、無爲二教の經堂十一處が發見された。乾隆四年に首犯を柳責し、黨羽を散じて完結した江蘇大乘教の犯教案は其の傳教聚徒を終熄せしむることが出来なかつたのである。私は支那に於て一たび起つた邪教は永久に終熄しないではないかとさへ考へて居る。

乾隆三十三年の上諭に大乘、無爲等の邪教は直隸の宣化府が最も甚だしく、屢々懲しても屢々犯すと言つてあり、乾隆三十六年湖北で捕縛された直隸石佛口此の上諭昌黎縣の地となすも、那文毅公奏議には涿州の地となすの王忠順を教主となし、布施銀錢は河南杞縣の監生某に教主に轉交して貰う爲めに送つて居ると言つたことは此の年の上諭に見えて居る。那彥成の嘉慶二十年の上奏に、涿州石佛口の白蓮教徒王殿魁の父や祖父が乾隆三十六年安慶府で傳教し、發覺して父が正法され、祖父が發遣されたこと、大乘教、金丹八卦教、義和門教、如意門教の教主、河南商邱の

鄧生文(南方離宮頭殿真人鄧老爺)は乾隆三十六年の犯案で正法され、震卦教の教主、山東荷澤の王中(東方震宮王老爺)坎卦教の教主、山東寧陽縣の孔萬林(北方元上坎宮孔老爺)は乾隆三十七年の犯案で正法されたことが見えて居る。乾隆三十九年北京正陽門外で捕縛された河南祥符縣の大乗教徒の供述で、それに關係ある成功會の會員は男女數百人に上つて居ることが發見された。乾隆三十九年は山東で白蓮教徒王倫の叛亂が勃發した年であるが、此の時の上諭に、現在審訊の犯一千三百七十二人であることは前に述べた通りである。附從者の如何に多かつたかは、此の上諭に入教者は必ずしも盡く謀叛者ではない、逆犯の供出を経て誘はれたと分かつて、改悛せるものと、未だ供出を経ないものとは、それまで蔓延せしむる必要はないと言つてあるのでも想像される。又此の時の上諭に白蓮の邪教其の傳甚だ久しく、王倫の師

は兖州府陽穀縣の張既成で、張既成の師は泰安府東阿縣の袁公傳だと云ふことも見えて居る。

白蓮教が江蘇、湖北、河南、安徽、直隸、山東等の數省に蔓延したことが分かる。王倫の亂は山東に於ける白蓮教の勢力は清朝の邪教禁止の政策を以てしては最早や抑えきることが出来ない様になつたことを示すものであるまいか。

乾隆四十年河南鹿邑縣の邪教案あり、教首劉松が捕縛されて甘肅隆德地方に發遣されたとは聖武記や、乾隆五十九年の上諭に見えて居る。聖武記に劉松が安徽人である様に言つてあるのは誤りである。河南人であることは東華錄に依つて分かる。

乾隆四十年直隸總督の上奏に據ると、白蓮教一類の紅陽教、一炷香、如意會等の邪教が既に盛京省に流傳したことが分かる。乾隆四十二年甘肅河州の人民が邪教を設けて衆を聚め、旗を豎て、經を念み、入教者は皆白布を以て號と爲さしめ、四

教主、軍師などを置き、一村に占聚し、捕を拒き差役を傷けたと云ふのもどうやら白蓮教の叛亂らしい。乾隆四十四年四川榮縣、富順縣に於て邪言を傳布し、偽印を捏造して衆を惑はし誘ひて入夥せしめた奸民も雲南張保太の大乗教に屬するものであつた。乾隆五十一年直隸の大名、元城二縣の縣道衙署に擁入して、道臺を殺した賊徒は八卦會に屬するものであつた。此の時の上諭に八卦會の邪教は流傳年久しく、且つ八卦を名とし、各支派を分かちて傳教し、愚民は經を念めば災を消し福を求むることが出来る様に考へ、煽惑されて入教せるものも必ず多かるべく、若し徹底的に究治せんとすれば、輾轉板引して必ず犯案を數省に蔓延せしむることゝなるべく、それでは遍處搜拿の爲め人心を惶懼せしむるのみならず、此の案も完結する時なかるべし、さうして要犯は却つて容易に捕縛せられざるべしと言つてある。白蓮教の各

省に蔓延したことは想像される。此の年河南省で離卦教徒が捕縛され、離卦教の總頭目副頭目等が河南直隸等に分住して居ることを供出した。乾隆五十三年に河南で多數の霞卦教徒が捕縛され、續いて山西でも震卦教徒の捕縛さるゝものがあつた。乾隆五十六年陝西の八卦教徒が、王倫の叛亂後喀什噶爾に發遣され伯克(回子)に奴として役使する爲め給與された震卦の掌教王子重に遙々山東から喀什噶爾まで往つて其の家信を送り届け、東真至行開路真人の封號を貰ひ、山東で原教を興復する委任を受け、銀兩馬匹を資給されて陝西に歸へつたことを舉發するものがあつた。此の八卦教徒の供述に依り王子重は役使された伯克の死後管來するものなく貿易を行ひ生計も裕かであり、葉爾羌地方に發遣された六人の教徒も交結聯絡して、王子重に封號を求めたことが分かつた。乾隆五十九年に乾隆四十年河南鹿邑の教案に依り甘肅に發

遣された河南の劉松が捕獲され、其の舊徒安徽の劉之協、劉之協の徒宋之清は乾隆五十四年から五十八年まで六度隆德に劉松を尋訪したこと、劉之協は宋之清をして衆人に向つて打丹銀兩を斂收せしめ、得るに隨つて劉松に送給した事が分かつた。宋之清は乾隆五十九年湖北で王應琥と共に捕縛されたが、劉松や劉之協のことは供述しなかつたと云ふことである。湖北巡撫は王應琥、宋之清二犯は倡首惑衆の人で、彼等の稱せる牛八或は彌勒佛轉世につき連日各犯一百二十餘名を提訊して、窮詰を加へたことを述べて居る。山東に於ける王倫の叛亂鎮定後、山東に於て白蓮教徒の屏息したことは、劉松が陝西の八卦教徒に山東で原教を興復することを委任したと云ふのでも分かる。然しそれが却つて山東以外の各省に於て白蓮教の流傳を援け、又其の活動を刺戟した様の結果を來したことを見遁す譯に往かぬ。

乾隆五十九年四川總督福康安は四川大寧縣の人民は乾隆五十七年以來湖北竹谿縣の陳金玉を師となし靈文及び觀音祖師等の呪文の傳授を受けて、徒を聚めて轉授したこと、陳金玉は現在彌勒佛轉生し、已に生れて河南無影山登封縣の張家に在り、

牛八を保扶して事を起さしめんとして居ると説いたこと、牛八は即ち朱紅桃と云ふものであること河南陝西に此の教を學習するもの多きこと、河南に於て張、高、薛、梅、梁、孟、丁、蕭の八姓が八大功祖と稱せられて居ること、陳金玉が湖北省で四川夔州府の差役に捕縛されしも、四川に護送する途中で多數の教徒の爲めに奪回されしことなどを聞き正して上奏して居る。此の邪教の白蓮教であることは疑ひなく、それが四川、陝西、湖北河南數省に流布したことが分かる。聖武記に乾隆帝の末年四川、陝西、湖北等の白蓮教徒は益々衆くして、遂に不靖を圖り、劫運が將に來らんとす

と倡言して、河南鹿邑の白蓮教徒王氏の子發生を戴き明裔朱姓と詭稱し、流俗を煽動し、乾隆五十八年に發覺して、それぞれ伏罪したが、王發生は童幼だからと言つて新疆に發遣されたと云ふことが見えて居る。

さう云ふ有様で、乾隆時代を通じて、白蓮教一類の邪教徒や、回教の新教徒などの抗官、拒捕、謀逆等の事件が、所謂破案と言つて屢々發覺し、屢々懲治せられ、又叛亂の場合は討伐せられたのであるが、然し政府は其の都度之を徹底的に究治すると云ふことは出來ず、徹底的に究治すれば、何處まで牽累株連するか分からず、事端を激成する恐れがあるから、逃散潛匿に依り或は首惡要犯を懲治すれば、黨羽を解散し、其の結束從逆の心を破り、一を懲して百を警むる主義を以て、所謂完案とか定案とか結案とか言つて、務めて速結を圖らなければならなかつたから、懲治せられ、討

伐せられた後も、此等の邪教徒は熄滅せず、却つて一地方に於て抑壓禁止せられたる結果、廣く各地方に浸淫潛布して、一層兇徒を煽揚することになつた様にも思はれ、乾隆時代の末には、嘉慶時代白蓮教の亂の舞臺となつた湖北、四川、陝西、河南各省に盛んに蔓延し、甘肅、山西、直隸などにも流傳する様になつた。嘉慶四年の上諭に經略額勒登保が白蓮教の首逆蕭占國、張長庚、冷添祿を殲斬したるは、諸將の但だ渠魁を獲て餘匪を淨せざる爲め、一賊滅びて一賊復た起るを致すものと比較して功尤も偉なりと言つてあるが、餘匪を淨することが出来ないのは獨り臨陣諸將のみでない。

山東王倫の亂に對しても政府は徹底的に究治が出来なかつたと云ふことは、其の時の上諭に、邪教は固より査禁しなければならぬが、然し入教者は必ずしも盡く謀叛者ではない、逆犯の供出を

經て誘はれて入教したことが分かつても改悛したものと云ふ、未だ供出を經ないものなどは、それまで蔓延せしむる必要はない、根誅は絶たなければならぬが、太盡であつてはならぬ、仲尼の己甚を爲さざる句を忘れてはならぬと言つてあるのでも分かる。乾隆五十一年の直隸大名、元城二縣の教案の時に、八卦會の邪教は流傳年久しく、且つ八卦を以て名となし、各々支派を分かちて傳教したることなれば、煽惑を受けたる愚民も多かるべく徹底的に究治しては輾轉板引して犯案を各省に蔓延せしめ、完案の時がなくなるに云ふ様な上諭が發せられしことは前に述べた通りで、支那に於て邪教案の徹底究治が出来ないと云ふよい例である。

回教の新教徒の叛亂などに就いても同様で、從は論ずるも教の新舊は論じない、新教でも逆に從はなければ、無辜守法の良民である、邪教亂民とは言はれない、之に波及株連せしめてはならぬ

查究すべきものは從逆の回匪で、これこそ邪教亂民である云ふ上諭を發して人心を鎮撫しなければならなかつた。東華錄、乾隆四十九年六月田五の叛亂の鎮定後

乾隆四十九年七月乾隆帝は平日逆犯と通同して謀逆に加はりたるものは治罪し、其の他は追究を免じ、自新の途を與へる、今後は宜しく革面洗心して從來の舊教を遵守すべし、新教の創始者たる馬明心も、新教に従ひし蘇四十三でも、又新教を興復せんとした田五、張文慶、李可魁等でも皆誠懇され、妻子眷族まで駢誅されたことを考へても、新教の回民に益なく禍害の烈なることが分かる筈である、それでも執迷悟らず、今度の寛免にも拘はらず、尙ほ陽に奉じて陰に違うものあらば、其の時こそは斷じて再び曲貸しないと云ふ様な上諭を發し、新教に従ふだけでは罰しないと云ふ前の態度を翻へしたのであるが、新教徒の執迷は、そんな上諭で改めしむることの出来る程淺いもので

はない。それに地方官として、かう云ふ上諭があつたからと言つて、都合のよい前の上諭に依ることを止めて、新教徒を徹底的に窮治して事端を激成することを顧みないと云ふことも想像されない。

それだから此の後新教の勢は益々盛んとなり、遂に同治、光緒時代の陝西、甘肅の回教徒の大叛亂となり、左宗棠は回民の新教を禁絶せんことを奏請して居るのである。左宗棠は回性は多疑善詐で常人に異るが、一度新教の蠱惑を経れば、即ち酔の如く癡の如く牢として破るべからずと述べて居る。乾隆四十九年七月の上諭は新教を禁じたものであることは、乾隆五十四年西寧回教徒の聚衆滋事の時、新教の飭禁後仍ほ之を暗習するものは查察の甚だ嚴なる爲め、公然顯露せざるべきも、舊教徒に各事行事の異つて居る新教の分からぬ筈がない、舊教徒に曉諭して新教徒を一々指出せしめ按名查緝して辦理を嚴行すべしとの上諭が發せ

られて居るのでも分かる。

乾隆時代の白蓮教一類の破案或は叛亂の場合、政府は徹底的に究治は出来なかつたが、然し回教の新教徒の叛亂の場合に、其等の邪教に従ふだけでは罰しないとは言つて居らない。其等の邪教は大清律に於て禁止の明文もあるのであつて、それだから邪教である譯で、それに従つても謀逆或は叛亂に加はらなければ邪教亂民でないとは言つて居らない。本來は徹底的に究治すべきであるが、邪教の邪教たることも知らず煽惑或は誘脅されて入教した様な愚民を、それだからと言つて、首惡要犯同様懲治するも憫然であり、又胥吏差役などの、名をそれに藉りて無辜の良民に累を及ぼすことも免れざるべきを思ひ、今度は寛免するから、之を機として改心すべしと云ふのであつて、所謂一を懲して百を警しむる考へであつた。然し白蓮教徒其の他邪教徒の執迷も回教新教徒の執迷

も同様で、乾隆五十一年直隸大名、元城二縣の犯教案は八卦教徒が教首が山東單縣で監禁されて居るのを救出する爲め、官を殺し、庫を搶し、獄を破らんと謀つたものであり、乾隆五十九年白蓮教一類の邪教教首陳金玉が湖北で捕縛され、四川に護送の途中、多數の教徒等が之を強奪した様なこともあり、抗官拒捕の重罪犯を構成することは知らぬ筈なきも、知つて之を辭しないと云ふことは各種の犯教案の中心の事實を爲すものであるから幾度の破案、懲治を経ても、邪教徒は改心などはせず、却つて輾轉流轉して益々其數を増すも減することはない、犯教案は續出したのである。私は其の結果嘉慶時代の自蓮教の亂、天理教の亂となつたものであると考へるのである。